

親の会「ひだまり」会則

第1条（名称）

本会の名称を親の会「ひだまり」と称す。

第2条（所在地）

本会の事務所は、滋賀県草津市大路1丁目18-28 藤井ビル2F アットスクール草津本校内に置く。

第3条（目的）

㈱アットスクールやアットスクール高等学院に在籍している児童・生徒及び卒業生などの保護者によって、子どもたちが持てる力を発揮し、社会の中で自立していくために保護者同士の交流や子どもの活動の機会をつくることを目的に活動する。

第4条（活動内容）

- (1) 懇親を目的とした会を開催し、親睦を図り、悩みや情報を共有し支え合う。
- (2) 講演会、研修会などを開催し、共に学ぶ機会を作る。
- (3) 子どもや保護者が参加できるイベントを開催し、体験活動を行う。

第5条（会員）

㈱アットスクールやアットスクール高等学院に在籍している児童・生徒及び卒業生の保護者、および発達障害や不登校支援を行っている専門家で、本会の趣旨に賛同し協力できる方。

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

理事長1名 本会を代表する。

会長1名 本会の会務を統括する。

副会長1名 会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。

会計1名 本会の出納事務を担当する。

監査1名 本会の会務及び会計を監査する。

第7条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条（役員の選任方法）

役員の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

第9条（総会）

本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業の変更
- (2) 事業計画及び予算決定
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任または解任
- (5) 本会の解散
- (6) その他会の運営に関する重要項目

第10条（総会の議決）

総会の議決は会員の過半数の出席を必要とし、議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。

第 11 条（入会）

会員として入会しようとする者は、入会申込書をアットスクール親の会に提出し、承認を得るものとする。

第 12 条（会費）

会費は無料とする。

第 13 条（退会）

会員は、退会届を退会 1 ヶ月前までにアットスクール親の会に提出することにより任意に退会することができる。

退会の申し出がない場合は、自動更新とする。

第 14 条（財産管理・会計）

会の経費は寄付金をもってこれにあてる。

- （1）会の事業年度及び会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日終わる。
- （2）収支計画書を作成しこれを年 1 回監査役の確認を経て、総会にて承認を得る。
- （3）会の解散で財産が残った場合は総会の承認を得た上で、社会福祉法人または NPO 法人等に寄付するものとする。

第 15 条（会則の変更）

この会則は、会員の過半数の同意をもって変更することができる。

附則

- 1 この会の設立年月日は令和 5 年（2023 年）4 月 1 日
- 2 この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。